

愛知県産業雇用対策推進本部設置要綱

(目的)

第1 厳しい経済・雇用情勢等に対処し、景気対策、産業振興対策、雇用の安定・創出対策及び生活対策に関する施策等を一体的に推進するため、愛知県産業雇用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 経済・雇用動向の把握等情報収集・連絡調整に関すること
- (2) 景気対策及び産業振興対策に資する施策の調整と推進に関すること
- (3) 雇用の安定・創出対策及び生活対策に資する施策の調整と推進に関すること
- (4) その他推進本部の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

(庶務)

第6 推進本部の庶務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

別 表

知 事 政 策 局 長
總 務 部 長
總 務 部 人 事 担 当 局 長
地 域 振 興 部 長
県 民 生 活 部 長
防 災 局 長
環 境 部 長
健 康 福 祉 部 長
健 康 福 祉 部 健 康 担 当 局 長
産 業 労 働 部 長
産 業 労 働 部 労 政 担 当 局 長
農 林 水 産 部 長
農 林 水 産 部 農 林 基 盤 担 当 局 長
建 設 部 長
建 設 部 建 築 担 当 局 長
会 計 管 理 者 兼 出 納 事 務 局 長
企 業 庁 長
病 院 事 業 庁 長
教 育 長